



弁内侍日記考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大内, 摩耶子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006642

弁内侍日記考

大内摩耶子

1

増鏡(内野の雪)は、寛元元年六月十日、右大臣藤原実氏の女姞子(後嵯峨天皇の後、大宮院)の皇子出生を伝えて

あくる年は寛元元年なり。六月十日頃に中宮大宮院今出川のおとどにてその気色(産急)あれば、殿の内たちさわぐ、……内の御乳母大納言二位殿おとなおとなしき典侍など、さべき限り、まゐりたまへり。……おせうとの大納言公相「皇子誕生ぞや」と、いと高らかにのたまふを……

と書きとどめている。この皇子が、生後二カ月の八月十日に立太子、そして寛元四年正月二十九日四才をもって受禪、同三月十一日即位して、後深草天皇となられるのである。「さべき限り」とは、生誕の皇子付きになるべき者と予定されている人々の意であろう。弁内侍日記の著者、弁内侍とよばれる一女性も、「おとなおとなしき典侍」の中の一員として、今出川の御殿に参上、出産の程を待機していたのであろうと思われる。勿論、弁内侍は、この皇子誕生と同時に親王付きの女房となつたのであり、そしてそのまま身近く仕えて、その在位中、内侍として奉仕したもののようと思われる。

この弁内侍の書き残した日記、弁内侍日記は、内侍という高い特殊

の公的地位を記述の土台として、まず

寛元四年正月二十九日、富小路殿にて御讓位なり

という、後深草天皇の受禪にはじまり、同五年(三月廿八日改元宝治元年)、二年、三年(三月十八日改元建長元年)、二年、三年、四年とつづき、この年の十月十三日の日付の頃までを、年代を追うて記述した、約七年間の日記である。内容を調べてみると、ほとんど各節に和歌を有しており、というよりも、各節は和歌を記すための詞書と見られる程度の叙事が多く、要するに、和歌を記しておく事を主体としたかゝの観を与える日記であつて、日記というよりは、日記式に書かれた家集と言つた方が適當の様な形式のものである。⁽¹⁾一七段に、建長二年後嵯峨院主宰の歌会の後、余興として、院と弁内侍と少将内侍の三人の連歌会が夜を徹して行なわれ、作者達にとって会心の作が出来上つたのであるが、この折の出来栄を大納言三位殿(後嵯峨院妃)が聞かれて

「この恋草の御連歌思ひいでなるべし。そのよしの歌よみて家の集などに、書かるべし。」

と仰せられたので、弁内侍は

思ひでのことのはとなる草ならばななくるまにも我ぞつむべきとよみつけたという次第の事を書いている。「そのよしの歌よみて家

の集などに、書かるべし」との仰せをうけて歌をよみ、その歌を書きつけたというのであってみれば、この日記は、「家の集」ともいう事になるのかもしれない。もっとも、「家集」と名付けるものを別に持っており、その事を大納言三位殿も知っていて、かく仰せられたとあれば、今ここで取扱おうとしている弁内侍日記が、即ちその家集そのものでないかもしれないが、ともかくもこの挿話は、弁内侍が、何かの機会のある毎に、詠んだ歌を、その歌の出来上るに至った次第とともに、記しおいた家集の類を、もっていたという事実を証明するものであり、そして又その事實は、彼女身辺の周知の事実であったのである。歌の家の流れに生れ、父は藤原信実、歌人として名あり、又画家として似絵の大家であった。姉の藻壁門院少将、妹の少将内侍も歌人であり、弁内侍を加えて姉妹三人とも歴代の勅撰集其の他に佳作を幾多残しているという家柄であった。歌人として自他ともに許していた弁内侍が、家集を書くという事は、当然の事と認められていた事であろう。一二二段（鳥羽殿へ朝観の行幸）には

還御のち、めでたかりしその日の事ども、申しいでてぞ、めし
たるきぬ、たれがしは何色々と、少々萩の戸にてしるし侍りし
に……

とあって、朝観の行幸の立派であった事、又その折の人々の衣服の色合等についての、見聞、感想などを、萩の戸で記したとのべている事からみると、宮中において幼帝に仕え、内侍としての責務を遂行している中に、体験した事実や感慨のほどを、その時その時に、記していたようである。そうした事実を書記する際に、夜半桐火鉢を抱いて、燈火かすかに、苦吟し、歌を練ったという類の歌人でなく、即詠の名手だったらしく思われるだけに、或事に際し、或事を書記している際、即妙に浮び上った和歌をつけ記しておいたのであろう。或は又、即妙に歌の出来上るに至った経緯を簡単に書き添えて、歌を書き付け

ておいたもののように、それがこの日記かと思われる。とすると、大納言三位が、家の集にしろしておくようにと仰せられた家集そのものが、この日記であったとも考えられるのである。感興にまかせて、随時の随想から生まれた和歌を、その詞書きとともに、順序なく連記したものであれば、それは単純な家集とよばれてよいものであるが、これは体験した事実から来る感興、又は体験そのものを叙事として必ず歌を伴って書記されている形からみれば、家集であり、しかもその書記の順序が、飛々ながらも日時を追うている事実を重くみれば、日記という事になるので、或面から見れば家集であり、他面から見れば日記である。

作者は、たしかに和歌に主体性を認めて、この日記を筆録している。しかしその和歌は、当意即妙の類が多く、たとえば問答代りに歌をやりとりし、折に当って「代りて歌詠め」と仰せをうけて、即吟しなければならぬ時、又、自らの意志で、その場に居合わせた人々の、代表となつて咄嗟に詠む折など、全く即興の歌であるだけに、話し言葉代りの簡易なものや、深味のない味気ないものが多いし、それとは又逆に、詞書の役目を果す説明的な前書の記事が判らないと、その歌の主旨が、判明しないというような独立した文学性を持たぬ和歌も又多いのである。世評・自信ともにあった事から、歌人としての自らの歌を、折にふれて誇示しようとした意志のある事は、見のがしがたい事実であるから、歌の前書となつている叙事それ自身が、全部簡単なもので、全くの詞書の程度に終るものであるならば、記事がたとえ日時の順を追うて書記されていようとそれは家集と称して、然るべきであらう。しかし章段の中には、叙事が勝れて、歌が全く従の立場におかれていたものもあり、そうしたものの中には、内侍として仕えた間の出来事を記す意志も強く表われており、その中には、殊に文学性を見出せるものが多いので、日時を追うて書記されている点とともに、

それを重視してゆけば、やはり家集としてでなく、名目通り日記としてみとめてゆかねばならないと思われる。

この日記は、寛元四年正月二十九日の後深草天皇の受禪に書きはじまり、今我々に残されているのは、それから約七年後の建長四年十月十三日の日付の見えるところまでであるけれど、これは作者の書いた日記のすべてではない。現存する部分とても、意味不明の部がかなりあるのに加えて、ことに終の方は、虫喰いによる欠損の箇所も多く、全く不備なものであるが、単にそのみでなく、恐らく今我々の目に入るものは、後部に多量の欠落をもつものようである。玉井氏の章段別けによると、現存の弁内侍日記は、一七五段を以て終っているが、それとて一二段あたりから欠字が見られ、一三〇段をすぎた頃から、いよいよ欠字を増し、一四七段あたりになると、意味の汲めぬ章段もあり、一六〇段を過ぎれば、全く想像に訴えようすらない姿である。これらの欠字は、虫喰いによるものであろうが、その後には大部の欠落があるものの如く、水蛙⁶眼目に

同院（後嵯峨院）御時、吉田泉にて御連歌ありけり。女房弁内侍・少将内侍めされて簾中に候ひけり。民部卿入道、女房の申次にて、簾のきはに祇候せられける。耳おぼろにて、滝のひびきにまぎれあひて、聞きわかれざりける程に、御連歌もしまざりけるに、為教少将山より柴をおりて、滝の落る所にふたぎて侍ければ、水の音聞えず成にけり。其後御連歌しみて侍けるよし弁内侍日記にかきて侍り。

という事実が語られているが、今日見る弁内侍日記の中には、水蛙眼目に伝えるこうした項が見当らない。恐らくは、その著者頼阿の思い違いなどというのではなく、彼の見た弁内侍日記には、こうした記事があったのであり、今日の弁内侍日記の中に、それを見得ぬというのは、其項が、欠落したものであるとみるのが妥当であろう。こうし

て今日の弁内侍日記は、その後部に、多量の欠落を想定してよい様である。

何れの日記を見ても、序文めいたものを持つのが普通であるのに、この日記は、そうしたものは何らなく、突如、後深草天皇受禪の記事に始まり、次段はその即位に筆を移しているという形式から類推して、この日記の結末は、恐らく後深草天皇の退位であったのではないかと思われるので、後深草天皇の在位中、即ち寛元四年正月廿九日から正元元年十一月廿六日までの十三年間を、筆録したものではなかつたかと推測される。これに従えば、約半分の年月の部が、現存の弁内侍日記には失われているということになる。弁内侍が、少くとも後深草天皇の退位まで、宮中にいた事は、玉葉集にとられた彼女の歌に正元元年御讓位ちかくなりて、内侍所に行幸侍りけるによみ侍りける。

大方の世はうつるともますかがみ頼みをかけし影な忘れそ

（神祇）

正元元年の春南殿の花をみてよみ侍りける

（雑一）

春ごとの花に心は染めおきつ雲井の桜われを忘るな
とあるによつて判る様に、後者、雑一の歌は、未だ正元元年の春の事であるが、すでに讓位の噂もあつたと見えて、「来年の春を見ないで宮廷を去らう」という心構えのほどを見せているし、前者の神祇の歌は、讓位の十一月廿六日に近い詠であるうが、讓位へのあきらめきれぬ思いが、はかない望みを神かけて祈る真情となつて表わされている。増鏡（おりのる雲）にも

その年正元元年の八月二十八日東宮龜山十一にて元服したまふ。御諱

恒仁ときこゆ。世の中にようやうほのめききこゆることあれば、

帝^{後深草}は飽かず心細う思されて、夜居の間の静かなる御物語のついでに、内侍所の御拜の数をかぞへられければ、五千七十四日に

なりけるをうけたまはりて弁内侍

千代といへば五つかさねて七十に余る日数は神は忘れし

とあって、ここでも弁内侍は、同じくはかない望みを、内侍所に託して、天皇在位の久しからん事を祈っている様であり又、

かくて十一月二十六日おひるさせ給ふに……劍鹽出でさせたまふほど、常の行幸に御身を離れざりつるならひ、十三年の御名残ひきわかるるはなほいとあはれに忍び難き御気色を悲しと見奉りて

弁内侍

今はとておりる雲のしぐるれば心の中ぞかきくらしける

と劍鹽の龜山天皇にうつりゆく淋しさを、弁内侍が詠じたと伝えていゝる。此等の事によって、弁内侍は、後深草天皇に侍して、その退位になるまでを、宮中に過ごした事は確かであり、玉葉集に見える前記の歌によって、後深草天皇の退位とともに、宮中を去ろうとする決意が、うかがえる事から、恐らく天皇退位と共に、弁内侍も宮中を退いたのである。歌の家筋に生れ、自他ともに認めた歌才を、宮中生活の出来事を詠う事に發揮して、後深草天皇受禪から、その退位までの間を、日記して、残しておいたものが、この弁内侍日記であると思われる。

日記の内容は、内侍としてのつとめにまつわる事件を主題にするのであるから、作者個人の生活は、表には出されてはいない。あくまで日記の場合は、内侍という公的役職を離れないので、宮中生活の実態が、文面に現われており、そうしたものがうかがえるという意味では、興味深いものを見せてはくれる。そしてその公的生活を通して、自らそこに作者をめぐる人々の、面目もほの見えて、その面での興味も与えてくれる。こうした種類の手記は、歌人又はその他、何等かの道に自己を見出だしている人で、文筆のたつものの手によって、幾多編まれたものであらう。散逸したものの多い中で、これは幸い今日まで残さ

れて、色々と興味深いものを我々に与えてくれる一つなのである。

2

上述のように、弁内侍日記は、一女房の目からみた公的日記に近いもので、後に生まれる御湯殿上の日記の先行をなすものかと思われるのであるが、男性の手になる純記録的な漢文体日記とは、自ら性格を異にするので、行事のまこと些細なものにまで亘るという底の記録性は、この中には見出せない。記録性を本人は志したものではなかるうから、この日記に日付があり、或る月或る日、こうした事があつたという事実を、この日記により知つても、それはフィクションなどというものでは決してなく、事実の曲否などあろう筈もなかるうが、厳密な意味の記録として、これを取扱うことは出来ぬと思われる。ある他の日記の様に、若き日のノートをたよりに年老いての後、思ひ出として書いたという種類のものではなく、その日その日に、恐らく書かれたものであらうと思われるこの日記にしても、厳密な記録性を整えているものではないという事を心にかけておかねばならない。本人は記録を意図したものではなかったが、しかし公的の場を筆録しただけに、自らに記録性を帯びている事は、事実を記述した日記である以上、自ら備わる特性である。増鏡の多くの部に、この日記の中に見ると同じ種類の記事が、多くとられて見ると、この日記が、増鏡執筆の際の、一資料として用いられたのではないかと思われるが、恐らくこれは、増鏡のような和文形式の歴史書には、和文日記から引用し易かつた事によるのであらう。

一二二段(鳥羽殿朝覲の行幸)に、この日参加した人々の、「召したるかさねの色合など」を、萩の戸で書き記したという記事のある事は、すでに述べた所であるが、この日記には、「大政大臣のうらおも

て白き下襲を、ことの外にいみじく思うた」の意の事だけ記されてい
て、書きおいたという筈の、誰彼のかさねの色合については、何等記
載をしてはいないのである。人々のかさねの色合を、萩の戸で記した
という事は、事実であつたろうが、記録一点ばりの事は、この日記に
は記載せず、この日記に書き残そうとしたものは、事実を通して生れ
た和歌の記録であり、大納言三位殿の言つた「歌よみて」書きおいた
ものであつた。或る日の印象深い出来事を起点として、詠んだ歌を、
筆録しようというのがねらいであり、その歌を完全にし、補う意味
で、歌の出来上るにいたつた経過を、文章にまとめたという形のもの
である。従つて、何れの章段にも歌が存在しているわけなのである
が、全章段中、「詞書を伴つた歌」だけで一章段を形成しているもの
が、一六段もあり、詞書が多少長く、それだけで一挿話体をなしては
いるが、しかし要はやはり歌をみせる事に主眼をおいたものという形
の章段が圧倒的に多く、一事件の記述が主体となつて、和歌が全く添
物という形態の章段は、一一段位しかない。

扱、ここまで来て、家集と言つてよい程に、歌が重要な地位を占め
ているこの日記の、和歌そのものが、文学的には、どれだけの価値の
あるものであるかについて、一顧してみなければならぬ。

歌が三十一字に限定されるという事は、自らその内容にも制限を受
ける事であつて、何程の内容が盛れるわけのものではない。心一つに
収めきれぬ悲喜様々の情感のたかまりを、又肝に銘じて忘れ得ぬ景観
の再現を、時によつては体得した真なり善なり美なるものをも表現し
ようとするそれは、もともと人間の魂の、純粹真摯な叫び声であらね
ばならない。いまだ未開幼稚な時代の人々は、その純真な思いや、感
覚、見聞を、そのまま単純朴訥に表現するのであり、進歩した人々
は、複雑な情感を、景観を、観照を、内容は複雑深奥なものとなつて
も、純粹なものとして打ち出す筈のもので、人間の發展に随つて、和

歌は、単純から複雑へと推移しても、その目ざすものは、等しく人間
の真情を詠うべき筈のものであり、それは永遠に人間性を表明する純
文芸であらねばならない。しかし過去の和歌の歴史は、そうした純粹
な形でのみ歌が詠まれた事を伝えてはいない。すでに平安の頃、高貴
の人々の趣味的な遊びものとしてもあそばされた時、それは実用性を
伴つて消息の手段として用いられて、和歌は手紙の代用となつて送り
主の意向を表明伝達した。男女の間の複雑な感情を、又送り主の曲折
ある意向を伝えるとなると三十一字には如何にも盛り余り、勢い説明
的な弁解的な言葉に代る地の文を必要とする事になり、それが三十一
字を補つて、和歌の意味に、深みと厚さと複雑さが加えられた。歌
は、地の文に支えられた形で、消息という実用的使命を完全に果たし
たのであるが、それは和歌の文学的価値を高めたものではあり得な
い。所謂、歌の詞書が至極簡単で、その存在の有無が、その歌の理
解に影響を与えぬ場合は、歌自身のもつ価値であり、詞書の助力によ
つて歌の内容が完全なものになつたり、理解を得るといふ程のもの
は、それはもう和歌そのものの価値ではない。和歌は元來三十一字で
一本立ち出来る独立した文学であつて、詞書等の何物かによらねば内
容を完全にし得ぬという様な和歌は、文学的に高いものとは云えない
のである。和歌を弄び、消息に用いたという実用性が和歌の隆盛を来
たしたのであるが、和歌の一人立ち出来るなくなつてしまつたものと云
える。こうした一人立ち出来ぬ和歌がこの日記には多いのである。

二三段に、大嘗会の節会で多忙の折、急に内覧の集議が行なわれる
事になつたが、その席に列する摂政実経に隨身をつけるべきか、急ぎ
の場合故つけなくともよいものか蔵人宗雅は準備の都合上摂政にうか
がってほしいと弁内侍に頼んであつた。多忙のため内侍はそれを聞く
隙がない。宗雅はしきりと催促をする。それを聞いた中納言典侍が弁
内侍に「あなたのはからいで歌でも返事をしてやりなさい」と云わ

れたので、弁内侍は次の歌をよんだ。

さしも身に随ふ夜半の月なればうつる方にぞ影はめぐらむ

という事が記載せられている。歌で返事をする様にとの、中納言典侍の言に従って、隨身をつけるべきや否やの返事を、歌の中で答えたものであるという。この歌だけを取り出して考えれば、その意は、「人のゆく先々へ、ついてゆく月なのだから、どこへなりと、人の移りゆく所へは、月影はめぐるであろう」という、何の変哲ない歌であるが、この歌をつくるに至った次第を、前書によって理解して、この歌を解けば、「隨身とは、身に随うものなのだから、あの方の行かれる所は、どこであろうと、隨身をつけるべきであろう」という意である事が判るので、前書によって、この歌は実用的効果を發揮し、その意味での価値をもつものであって、歌だけでは、作者の真に示そうとする所が何であるか不明である。又六三段には、勾当内侍が、はじめの局で、夜通し琵琶をひきあかしたのを、按察三位殿が、「心のうち思いやられて大変面白い」と評したので、弁内侍は

あまそそぎ袖にや露のかかるらんなかばの月の影ぞふけゆく

と詠んだと出ている。「端の局の事とて、雨だれの露がかかる事だろ。半月の影も更けてゆくし、琵琶の音もしめってきこえる」の意であるが、前書があるので、袖に露のかかる理由も判るのであり、琵琶の異名である「なかばの月」を用いた理由も判るのである。ことに按察三位殿が、「心のうち思いやられて大変面白い」といった言葉がある事から、何となくこの歌の中に、琵琶をひく勾当内侍の心のうちの「若さのすぎゆくをなげくかの如き哀感」が、そこはかとなく感ぜられて、歌の趣を深めて来る。前書がなくては、到底そこまでは味い得ない所であろう。前書によって、作者の意図する通りに解せられるので、前書により補われ、助けられているわけである。

全章段を通して、作者の歌は、ほとんどの段に見えているのであるが、こうした類の歌が多くて、詞書ともなる地の文の助けを借りて、その内容の意味を悟り得るといのが、多数を占め、独立した文学的価値あるもの、単独に歌として取り出して、吟詠に堪えるものは数少い。

歌人としてその才をみとめられ、後嵯峨院から、「我が心のうち歌によめ」(幼帝を迎え、遊樂してたのしむ父親の私の心のうちを詠めの意)(四七段)と命ぜられているし、父信実から歌を添えて献上して来た紅梅に、五人の高官が返歌を結んだ時、「仲間に入つてともに返歌するように」と幼帝からの命もうけている(七九段)。月のおぼる夜、誰とはなく紅梅に結びつけられた歌(その主は、後嵯峨院であった事は、明らかであった)の返歌を、院の方にするようにと幼帝からの命も受けている(八二段)。蹴鞠の場では、院から贈られて来た御歌に、返歌しているし(一一一段)、囲碁の譜を献上せよという心を、歌よみてやれ、と仰せ言をうけ、折句にしてその命に従っている(一二二段)。こうして、院や幼帝の代弁をし、院への返歌を引受け、命を受けて即妙に歌詠している。右の中、八二段の挿話については、増鏡には

弁内侍うけたまはり申すべしとききはべりしを、なのめなりといふ事に、おとど今出川より申しけれ

とあって、院への返歌を、弁内侍が差上げては無礼だと言うので、大政大臣が返歌をしたという風に伝えている。この事からみると、院の御歌に返歌するという事は、たとえ内侍であっても、事は重大であったという事を示す如くであるが、こうした大事を、弁内侍は淡々として「私が返歌を申し上げた」と言い、その歌を日記にかかげている。鳥羽殿での歎楽から還御の折、「ただかやうの遊びばかりにてやみぬるもくちをしくて」とて、歌を詠み、院が車に召す時、その太刀の緒に、妹少将内侍が歌を結びつけたという事(一一三〇段)や、その歌に対

して、院が返歌をされた由が、この日記に記載せられている事実から、増鏡に説く様な事ではなしに、弁内侍が返歌をしたという日記の方が事実であつたろうと思われる。しかしそうした事は、一般からみれば、「なのめなり」とみるほど、あり得べからざるほどの事であつたのであり、最高の光榮であつたのであろう。こうした一事からしても、歌人中の歌人として認められていた横面が物語られている。至上の代弁をし、返歌をもいと易々にやりぬく程であつたから、なみい¹³の大勢の代弁者となつて歌作する事も自然の姿であつたのであり、兵衛督に代つて（四九、六四段）、勾当内侍に代つて（五六段）、按察のすけに代つて（六六段）、たかんじという女孀に代つて（六七段）、歌をよむ事も当然の事であらうし、題詠を命ぜられたり（六五段）、「歌よみて家の集にかかるべし」（一七段）と云われたりして歌詠している事も、あたり前の事であつたのであろう。これらはそうした機会の一部の記録でしかないもので、実際には、枚挙にいとまのない数であつたろうと推測される。

しかも即吟であつた。四五段にみる歌詠の早さ、七二段では、出題に従つて、早速と折句をよみこんで、「いとこそ早けれ」と出題者の大宮大納言公相をうならせているし、四二段では、中納言のすけの下の句七七に、上の句五七五を早速とつづけ、なおそれへの返歌が口をついて出るといふ才能のほどを見せているし、其の他諸所に、歌詠の早さの能力とその自讃のほどを、さりげない調子で打ち出している。この日記の中に名をみせる数多い女房の中には、最後まで一首も歌を見せぬものもあり、そうした人の代弁を常に引き受けている事などから、妹少将内侍とともに、歌詠させるためのよき存在として深くたのまれていた様である。弁内侍にしても、少将内侍にしても、その歌は、熱慮推敲の果に、詠じる苦吟型でなく、易々とよみ得て即吟であつた。折句の場合は尚更のこと、ただうたであつても、そう速く詠み

得るといふのは、独特の才能の筈である。即詠の可能な独特の技能者であつたから、連歌の才も拔群であつたらしい。水蛙¹⁴眼目によると、後嵯峨院御幸の節は、「連歌のれう（料）」に姉妹を常に同伴された旨を記載している。この日記では、主力を和歌に注いで、連歌を重視していない様で、三八段に、御匣殿が失せ給うたが、御連歌があつた事、六六段に、幼帝御懷の後、女房達が連歌をした事だけを記しており、九七段でも、院の御所で連歌があつて、「身にしみかへりおもしろき句どもあり」と自信たっぷりでありながら、その実作を記していない。又一六七段でも撰政の発句で、弁内侍と少将内侍との三人連歌があつたが、興がわかかなかつたとのべている。ただ一一七段の、後嵯峨院・弁内侍・少将内侍「三人による阿弥陀連歌」だけは、院の「いひすてならんこそ念なけれ、少将おぼえよ」との仰せ言によつて、その実作を日記に記録しているが、その上「夜もあけはなれしかば、残り¹⁵は又の御連歌にしつがんとて、名残おほくてぞかへりまゐりし」とのべて、この折の連歌には興が乗り、その出来栄えに自信のある所を見せている。連歌の実作を掲載したのは、ここ一カ所だけであるが、よい出来で、大納言三位殿が、この連歌をきいて、「思ひいでなるべし。そのよし歌よみて家の集などに書かるべし」とすすめたのも当然であつた。

和歌と比べ、日記の中では連歌を重視していない事は、右の通りであるが、元来の即吟の能力からみて、連歌に才のある事は、予測される¹⁶ところであり、それは当意即妙に詠みこなし得る歌才に基づくものである事に疑いはない。折句、連歌と人に劣らずなし得る才能、諧謔の贈歌に対しては報いるに又諧謔を以て、随所適宜に応じ得る才能は、ともに誰もかれもが持合わしているものではない。彼女の才能は、家系に流れている伝統的なものによる事が多かったであろう。この先天的に恵まれていた才能に、加えるに頭脳の回転の早さという事

から来たその能力は、特殊な、大きな能力であった。

3

この日記執筆の詮は、歌の作を示すものにあつたようであるが、そうした歌そのものへよりも、私達は、歌の詞書の役を果している叙事を通して、作者が自らを語っているところに魅力と興味とを覚える。そこには作者の手柄の輪郭がうかがえるし、個性も鮮明に浮び上る。

弁内侍は、自らの年令については、一言もふれてはいない。作者の輪郭をうかがう一つの手がかりとして、その年令について日記の本文にきいてみよう。弁内侍が後深草天皇の誕生と共に、おつきの女房として侍したのであるという事については、すでにのべた所であるが、即位後は内侍として、当時の摂政実経とともに、幼帝のよい補佐役であった。内侍は、実経を摂政として単に敬っていたというだけではなく、幼帝補佐役としての、二人の意気は投合して、事に当たっていた。そうした間柄であつた摂政に対して、清暑堂の神楽の日の事、弁内侍が神楽を聴こうと出かけたところ、中宮の許に実経が司候していて、そこへ出られなかった。その事が残念であつたと云つて、「摂政殿候らはせ給ひていとくちをし」と実に遠慮ない言をずばりと吐いているところがある。そしてこの摂政が、急にその役を辞す事になつた時、「摂政かはらせ給ふとてせんぎらる」とだけぼつきりと書き放している。勿論「をりしも月はくもりがちにて、何となくものあはれなれば」、

はるゝ夜の月は誰かながむらむかたへかすめる春の空かな

とは、同情しているものの、摂政が代るという事は、世の一大事であるし、何よりも、共に幼帝の補佐役として、相互に信頼しあつた人間関係であつたのに、その間に当然見られてよい筈の感情の陰翳は一切

見られなく、実に淡々とした書きぶり、辞任の理由、実相については、当時の人皆の知る所であつたろうと思われるのに、一切不関の顔付である。又六三段では、勾当内侍のさだすぎゆく嘆に思いはせて、それとなく歌によみこみながら、しかも「心のうち思ひやられて、いとこそおもしろれ」と述べて、年増になりゆく勾当内侍の感慨に對しても、一切他人事として同情を見せてはいない。八一段関院内裏の炎上に際しても、「夢の心持していとあさまし」と嘆きつつ、その詞につづけて「さりながら延喜天曆のかしこき御代にもあまたたび侍りけるなど 仰せらるゝ人々もありしかば」として

やけぬともまたこそたてめ宮ばしらすしや烟のあともなげかじと詠み、旧に執せず、一切の名残を見せず、さっぱりとあきらめの早さをみせている。又一二〇段にみる「面をかぶり人をおどせ」との幼帝の注文に應じて、早速と鬼面をつけ、袴を胸まであげて、頭から濃いひとえをかぶつて、台盤所の口に立ったという事にみる天真、そして番人の武士どもに騒がれ、却つてあわてて遭水に落ちたという失敗を、さわさわと白状する事の素直さ、等々以上の種々の出来事とその心境とを考え合はしてみると、弁内侍の年令は、「物のあはれ」を心得て、人間の運命に深く思いをはせたり、人皆の持つ宿命や因縁を観じたりする年令にはいまだ達せず、いと若々しかったという事を示すものであろうと思われるのである。しかし、六一段にみる「ただ今は何の時」との摂政兼経の問にして「おきてる(亥)の時」と答えた実雄に向つて、夜のおとどでは、もう内侍も寝る準備をしていた事とて、亥の刻はもうとつくに過ぎて、子の刻ですよと申したくて

ただ今はおきてるの時ぞといふめれど衣かたしき誰もねななんと、堂々と抗議し得たという事実から、それほどの年若さであつたとも思えないのである。一一九段、今出川行幸の前晩の事、雨降りげであつたので、「とうだいのくひ」を結び、明日の晴天を祈つたという

のであるが、「くひ」を結び終えてから、少将内侍が、「てれてれひこ」を舞う筈であった所、少将内侍が里居していて留守であったので、妹の代役に舞うようにと人々から要請されて、弁内侍は、「あまりあるべくもおぼえで」逃げかくれてしまったという事が書かれている事実から見ても、やはりそうは年若かではなかったかの様に思われる。

全体からみる文章のはなやぎからみても、さだすぎた人では決してなく、若々しい年令であつたろうと思われるものの、しかしあまりな年若さでは決してなかつた様である。水蛙⁽¹⁵⁾眼目⁽¹⁶⁾には

弁内侍は老の後尼になりて、坂本の北にあふぎといふ所に、こもりて侍りけり。亀山院きこしめして七夕御会の時題をつかはされければ、七夕衣に、秋来ても露をく袖のせばければたなばたづめに何をかさましとよみて侍りけるを、げにさこそとあはれがらせおほしまして、つねに御とぶらひなど侍りけるよし、あふぎに行宣法師とて、ふるきものゝ侍りしが語申侍りき

とあつて、弁内侍は、亀山天皇が院としておられた頃、坂本の北、仰木に老の身を尼となつて住んでいたという事実が伝えられている。誠に杜撰な設定であるが、かりに後深草天皇即位の一、二、四、六年を、弁内侍十八才としてみると、亀山院の没年は、一三〇五年であるので、七夕の歌を召したのを亀山院の晩年とみて、一三〇〇年頃とすると、内侍は時に七二才という事になる。これに従つて、右にあげた諸事件の時の年令にあてはめると、撰政辞任の時内侍は十九才、神楽の時は十八才。勾当内侍の琵琶をきいた時は十九才、閑院炎上の時は二一才、おきてゐる時は十九才、鬼のまねの時は二二才、てれてれひこの時は二二才という事になつて、根拠のない推測にすぎないが、大体記事と照合してみると、無理のない所の様に思われる。

この日記は、大部の章段に、「をかし」「めでたし」「おもしろし」

「いみじ」「ゆゆし」「尊し」「うつくし」「ゆかし」「やさし」「名残おほし」などの、感情としては、明るい方向を示した語を数多く用いている事は、一読して気付くところである。全篇中、意味の通じる一六一章段の中、右の語を含む章段は、一〇五章段に対し、含まぬのは五六章段あり、この五六章段をよく検討してみると

哀傷の章段 九

「くちをし」なる語を用いた章段 二

「おそろし」なる語を用いた章段 三

「たえがたし」なる語を用いた章段 一

の十五章段をのぞく外の四一章段は、快不快の感情を明示すべき内容をもたぬ章段である事がほとんどであるので、これを除けば、全篇中、快的感情を示す語を持つ章段が一〇五であるに對し、不快感情を示す語をもつ章段は、十五にすぎぬという事になつて、如何に作者が、この日記に明るい気分を盛りこみ、快的感情をぶちまけているかが判るのである。ついでに、右の用語の使用回数を見てみると

おもしろし	七七回	をかし	二七回
めでたし	十一回	いみじ	四回
尊し	二回	ゆかし	四回
うつくし	三回	やさし	二回
名残おほし	五回		
それに対し			
あはれなり(ものあはれを含め)	一〇回		
くちをし	五回	あさまし	二回
かなし	五回	おそろし	四回
はかなし	一回	いとほし	一回

という事になる。結論して言えば、作者は、明るくものを見ているのだという事が言えるのであるが、それは、作者の年令が若く、春秋に

富んでいたという事による事は当然ではあるが、主としては、天性、物にこだわらぬ楽天的な著者の性格、めぐまれた環境が、そうさせたのであらうと思われる。

(18) 歌を批難せられて、そのために病みつき、生を終えたという例や、一命に代えてよき歌よませ給えと神に祈り、命終えたという歌人の例を、歌字書は伝えているのに、それとは反対に、この日記の中には、歌を難ぜられながら「面目なさをかしくて」と書記している所がある。歌の家筋に生れ、歌人を以て任じている弁内侍の場合、その歌に批難を加えられる事は、死に至らぬまでも、衝撃を受けて然るべきと思われるのに、これは又比較にもならぬ楽天ぶりをみせるのである。事の次第はこうであった。内裏が炎上して、富小路殿に移られた後、紅梅の盛りの頃、誰かが歌を詠んで梅の枝に結びつけてあった。みれば

色もかもかさねてにほへ梅の花九重になるやどのしるしに

とあって、明らかに後嵯峨院の御詠と思われた。院の方へ返歌する様にとの主上の命をうけて、弁内侍は

色もかもさこそかさねてにほふらめ九重になるやどの梅の枝

と返歌した。ところが、富小路殿がまだ女院の御所であった頃、ここに住んでいた宰相殿から「梅がきれいでしょうね」と尋ねてよこしたので、弁内侍は

色も香もなれし人をやしのぶらん見せばや梅の花のさかりを

と答えた。宰相に代って権大納実雄から返歌

ながめばやなれこし梅の花の香もいま九重に色はそうらん

が送られて来た。この弁内侍と実雄との贈答の歌をきいた大政大臣実氏は、「あれほど立派に『色も香も』とよみこなされた院の御秀歌の言葉を取って、弁内侍が『色も香も』とよみこむのは怪しからぬし、実雄が院の『このへになるやどのしるしに』とつづけられた詞を取

って『いまこのへに』と返歌したのもけしからぬ」ときつく批難したというのである。実氏のこの批難をきいて、弁内侍は、まことに面目ない事であったと恐縮はしたが、この自らの失敗が又おかしくも思われて、「つまらぬ歌をよんで人にとがめられた事だ」という意味の歌をよんで、自己の失策をかるくこなし、自らを少しも傷めつけてはいないのである。歌を難ぜられて自らもそれを認め、その批難された事を「をかしくて」と言い得た事は、歌人に取っては異色の事で、詠歌に執する歌人にありがちな執念の如きじめじめさは更になく、さりとして自嘲の厭味も些もなく、カラリと晴れて、責めたも当然、責められたも当然と至極割切っている。彼女の性来のずばぬけた明朗性のうかがえる最大の資料である。

ひがみ・ねたみ・虚栄・うぬぼれ等一切なく、じめじめしない性格が、諧謔を解せしめたのであるうか、相手の出方に応じて、かるくユ一モアをたたえた受答えを即座にし得て、ほほえましさを覚えさせられる場合が所々に展開せられている。

さて又、閑院殿炎上に対するさっぱりしたあきらめ、八五段鳥合の段にみる愛鶉のみじめな負け姿に対するさらりとしたあきらめ、又一〇〇段にみる「さくや」なる雑仕の、もてはやされ方を、微笑をもつて同意する姿にみる心の広さ、淡泊さ、いずれもみな弁内侍の性格を明らかに浮かび上らせるものである。

まことに彼女は、ものの明るい方面を見て暗い面に目を向けなかったやうである。だから華やかな歓楽の場を楽しみ、殿上の淵酔を取上げ、歌舞を賞し、管絃を問題にする。しかし自らは管も絃も手にせず、舞なども不得手のようではあったが。

そうした性格であってみれば、時の過ぎゆく事への感傷など見られない事は当り前の事であらう。七三段に、すぎゆく時の早さを「うつりかはるほどなさ、をかしくて」と取り上げているところがあるが、

ここでは、時すぎて人の榮進してゆく様を叙し、人の喜びを我が喜びとなし得て祝うていたのであって、移りゆくこの世の早さを意識にとどめては、従って、万物流転の実相を思う姿への發展など期待出来ず、流転の現実のすがたを歎く声は、どこからも一切聞かれないのである。鎌倉時代の文学作品にありがちな、何となく平安朝式「ものあはれ」に追随しようとする様な所はいささかもなく、自然の景物やその変化を見て「あはれ」と感じる感傷性も、ましてやそれを一歩進めて、万物皆常なき習を思うて思惟をこらすなどという宗教的觀照などは一切見られない。日記の中には、仏教行事を取り上げている所はあちこちにみうけられるが、何れも仏教の精神面には一切關係なく、仏事の外面を取り上げるにとどまっているのみである。

全篇中、「あはれ」を用いた所は数カ所を数えるのみであるが、それらは何れも特定の人の辞任、出家、死去に際し、その事実だけを取り上げて、「あはれなり」と感じているので、一般世界を觀し、己も含めて人生無常という「憂き世」の眞実の姿をみつめて、それを「あはれなり」と言っている所は一つもない。ただ五一段の顯家出家に關連して、五二段に「土御門中納言」(顯家)のことあはれさ、心ある人のためぬはなし。うき世を知らぬ人は畜生に人の皮を着せたとこそきき侍れといふもげに悲しくて、弁内侍

かく聞けばさすが身の毛もたつものを鳥に劣らぬ心なれどもと詠んでいる所がある。この世は憂き世であり、その憂き世という事實を人は知るべきだと、眞実を直視すべく、目の向け方を教えられているのであるが、彼女にとっては、「人の皮を着た畜生だ」といわれる事が悲しく、その事に怖れを抱いているのである。いまだ年若くて、無常という眞実を直視すべき契機が至らず、こうした恐怖の境地に止まっているものとも見られるが、性来の明るい性格が、人世の眞実の姿をみつめたり、万物常なきに思いをいたさしめるなどという方向へ

はむかわしめなかつたのであろう。

突如出家した顯家を思うて、大納言に送った歌の中に

たびごろもたちていく日になりぬらんあましかばと今日ぞ悲しき

と歌い、時継の弁から「中納言のことあはれさ、心ある人のためぬはなし」ときかされ、「げにかなしく」とも書いて、顯家の出家その事は、弁内侍の悲しみの対象になった様であるが、母の死については(七五段)

宝治二年母のいみにて里に侍りしに、石清水の臨時の祭、二十日思ひやりて弁内侍

ひかげさす春のかざしのいろいろもをりしらぬ身の程ぞ悲しき

と、祭のほどを喪にこもる身を悲しと詠い、喪にある事自体、母の死を悲しいとは詠っていないのである。八〇段には、薄様の小草子に權大納言実雄が、恋の歌ども美しく書いて献上されたのを見て

名をながすその水くきのあとにしも恋てふことを見ぬぞ悲しき

と詠んでいる所がある。これの悲しさは、恋の物語を世に残し、その名をうたわれた女性もたくさんある中に、恋という事すらをも経験せぬ私は悲しいと嘆いてのものであろう。「名をながすその水くきのあとにしも」という上の句によって、「歌の流とて名をはせているこの家筋の血を引く私」という事を強調しておる点からみて、単に、この折柄の、座興として即興的によみすてたという程度の歌ではなく、眞実恋という事を体験せぬ我身の程をなげく声かとも思われるが、しかし歌を詠むに至った動機を、その前書きの叙事を通してみると、たまたま恋歌を書いた草子を献上したという事につれて、「恋てふ事をみぬぞ悲しき」と歌に詠んだというまでの事で、恋知らぬ事を歎くかに見えるこの歌も、眞実思いつめての果に、魂の底からしぼり出された苦悶の象徴というようなものでは決してなからうと思われる。

感傷的でなく、めそめそしない事は大変良い。しかし何を見ても、「をかし」「おもしろし」とのみ楽しみ喜ぶ姿を見るのは、生き方が浅薄に見えるおそれがある。今の私達の目から見て、何故に作者が「をかし」といい、「おもしろし」と興じているのか理解に苦しむところも二三ある。これらは、その叙述に、至らぬ所があるせいかともしられるが、をかしがり、おもしろがって、足の浮いた感のかくせぬところもかなり多い。おもしろしと評しているものの中でただ一つ、「花はちりすぎて、こずゑなかなかおもしろきに」と言つて、花の散りすぎたあとの面白さを取り上げている所(一一一段)は、兼好の「花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものは」の境地に近いものと思わせられて注目される所であるが、兼好のそれのように、ものの真・美を深くほり下げて実相にせまろうとする底のものではなく、恐らくは、落花の持つ真・美を云々するのではなく、落花のあとに芽生えた新葉の美しさを取り上げたまでにすぎぬものであらうと思われる。明るく、屈託なく、何をもかも、おかしくおもしろくみる事の出来たのは、内的には一にその性格の明朗性に由来する所が大きいである。外的理由としては、自他ともに認める歌人としての權威を土台にした宮廷における確固たる地位に対する満々の自信という事も考えられるし、あと一つは、肉親の、又同輩の愛情にも恵まれていたという事も考えられる。歌人で、かつ画家でもあった信実は、慈愛深い父親のようであった。母親には宝治二年死別しているが、母親に代る愛情をも、父はその子女達にそそいだようである。七九段に、「里に春の初とくさく、紅梅ありと聞かせおはしまして折とらせてまゐらせよと、仰せごとありしに、尋ねにつかはしたれば」寂西(信実はすでにこの時出家して寂西と称していた)は、早速と今を盛りの紅梅に、歌を付けて献上して来たという事が掲載せられている。この事実の記述の筆付きの中には、父親の慈愛がにじみ出ているように思われるし、かの

一二〇段に見える、鬼面をつけ、殿上人をおどそうとして、却って遣水に落ちたというあの事件の後日談として、その翌日には、里の父からつつしむべきことありとて物忌の札が送られて来たことつけて、それにつけて弁内侍も

あづさ弓ひきたがえたるいのちこそそへける親のまもりなりけれど詠んで、遣水に落ちた我身の安全であった事は、全く父の愛情によるものであったと感謝している事実がつけ加えられている。娘の上を案じ、物忌の札を早速と送ったという事にみる父親の慈愛と、我身の無事を、ひとえに父の加護のおかげとして父への感謝の念にあうれる内侍の心との間には、交錯する深い父子の愛のきずながみられるのではないか。妹の小将内侍とのうるわしい姉妹愛も、又見のがせぬその一つであった。局も同じうして住んでいたという姉妹は、まるで双生児のように性格も似て、全章段いたるところで、こまやかな愛情のやりとりを見せている。彼女の身辺では、この妹の少将内侍が、まず亡くなったというが、新後撰集雑下には

少将内侍みまかりけるとき様かへて、いくほどもなくて信実朝臣におくれてよみ侍りける

くれ竹のうき一ふしに身をすてつ又いかさまに世をそむかましとあって、妹の小将内侍の死が、弁内侍出家の契機となった事実が知られるのであるが、この一事を以てしても姉妹の仲らしいのほどがしのばれる様に思われる。弁内侍は、こうして、家族的には里にある父の、又ともに宮廷にあった妹のこまやかな愛情につつまれて、幸いであったのであったし、その外に、宮中における朋輩との間に厚い友情が存しており、彼女のまわりには、人間性豊かな愛情がとりまいていたのである。

紫式部日記に見るような、同輩女房達に対するまとまった批判記のようなものは、この日記の中にはないが、簡単な叙事の片々を通し

て、毎日をもとに活した女房達との仲合の程がうかがえ、楽しく宮廷生活を送った様子が察せられるし、記事の中にはそれら同輩の性格がそれぞれに描き出されていて興味深い。一番多く名を見せる勾当内侍⁽²⁵⁾は、他の友房達と入り交って華やかに騒ぎまわる型の人でなく、一人静かに楽器を手まさぐる控え目の人として描き出されているが、閑院殿炎上の際には、しんの強さ、責任感の重さを見せており、弁内侍よりは、かなりの年かきの人であったかと思われて、多くの場合、勾当内侍殿と、敬称をつけて表記されている。琵琶の妙手で、諸所に楽器を手にする姿を取り出されており、楽器に得手でなかつた弁内侍は、折につけ勾当内侍の音楽から楽しみを得ているし、一方和歌に不得手であつたらしい勾当内侍は、弁内侍に歌の代作をして貰い、その間の交わりに、まことにうるわしいのがみられる。大納言殿と呼ばれる人は、常に「どの」と敬称をつけて呼ばれ、その動作もすべて敬語を以て叙されているから、年令も弁内侍よりは上であつたらしく、もの言いぶりも、常に上から言っているように思われる。勾当内侍に比べて、才氣の勝った女性らしく、その言葉遣いにもそれが見られる。二人の言葉のやりとりからみれば、両者の間に、びつたりと意気投合するものがあつたものの如く見られる。中納言すけどのと呼ばれる人は、かなり年かきの人であつたようで、玉井氏は寛元四年(後深草天皇即位の年)には五十才以上であつたろうと云われているが、常に若い人々とは遊びなじまず、いかにも老令を思わせられるが、弁内侍とは、年令をこえた対等の心のつきあいがあつたようである。宮内卿どのとよんでいる人は琴の妙手、按察三位殿は奇智を賞する人で、ともに弁内侍とは、快い交遊をつづけていたらしく、その他少納言内侍については、一切「どの」をつけては呼ばず、年令も同じ位かと思われ、隔てのない明るい友人關係を見せている。外に兵衛督、待従内侍などの名も見えるが、これら同じく主上方の女房として、善意に満ち

たそれぞれの交わりはうるわしい。人から愛されるまろやかな性情を弁内侍自らが持っていたからである。

こうして弁内侍は、家柄と才能とに恵まれて、確固とした地位を占め、若さと健康にも恵まれ、身辺は善意に満ちた愛情にかこまれて、最上の生活を送つたように思われる。人世社会の深遠なものに思いをいたす事なく、毎日の生活を疑問もなく、一杯に楽しみ得た弁内侍の、その日記が、明るく楽しくあり得たのも当然の事であつたと思われる。

4

この日記の舞台は、宮廷生活に限っている。内侍として奉仕した以上、年中行事其他の公的責務が、かなりの負担であつたらうと推測され、そうした事について、この日記にも伝えるところが多々あるが、それら定規式のものについての記述は、文学として読者の興味を引く事は少いので、そうしたものの以外の事例の中で、とくに作者が面白くおもしろく興じている生きた宮廷生活の一齣二齣を取り上げてみたい。

月雪花の眺めを楽しみ、歌に連歌に管絃に、蹴鞠の遊びにと、みやびやかで平穩無事なその表面的記事から、弁内侍の送つた宮廷生活を、そのままに断じ去る事は、枕草子の場合のように即断にすぎるとそれがあつたかもしれないが、事なく大平の世を明るく楽しく喜々として過ごした事は確かのように思われる。日記の所々に見える「何となき遊び」(四四段)、「例のさまざまおもしろき御遊び」(七四段)とは、どうした遊びを指すのか、具体的には判定出来ないが、常に何らかの消閑の遊びがあつたわけ、それらの中で、ことに興味深く思われるのは、行事のまねをして楽しんだ事の多い事である。三九段に、⁽²⁵⁾五節のまねをして淵酔乱舞した事が記されており、これについては、玉

井氏は「当時宮廷における上下の慰みとせられた云々」と言っておられるが、同じく四七段にも「例の五節のまねして御覽す」とあり、「例の」と形容言がついている事からみると、常々五節のまね事はよく行なわれていた事を示すものである。ここでは、「幼帝をお慰め申すために、時々催される五節のまねを……人々にさせて御覽なされた」と玉井氏はのべておられるが、遊びごととてもその数はきまっています、変化のない宮廷では、行事のまねが消閑の遊びとして、行なわれていたものと見える。節会のまねごとのこれらの記事の中でも、一二段にみる臨時祭のまねごとは、それを女房どもにさせて幼帝がごらんになったという所に特色がある。外祖父実氏が、まこと適当な遊びという事で、特別に肝入れをして、笏を作り、女房達には、その女房の扮する本人の名の書かれた笏が、銘々に手渡された。常日頃、行事を見馴れてはいるけれど、仕馴れてはいない女房達に取っては、なかなかの難事で、それぞれに女房達は失態を演ずるのであるが、それらの姿や詞が、簡潔ながら活写されており、それを通して、各女房の性格も附随的にかがわれて面白い。老令の中納言のすけは、仮病をつくって局に下りようとすし、強気の大納言殿は、作法を間違える度に、「これが我が家のやり方」と抗弁する。「そうは仰せられても、それが御家の風か否かは、日記を参照しなければ信用出来ませぬ」とその虚を衝く中納言のすけ。少将内侍は失敗をつづけるのを、扮する本人の三条大納言が聞いて、「私はそんな失態をした事もないのに」と残念がる。伊予内侍は、臨時の祭の人長になるのだが、「もともと顔振って」と注意されて困却し果てる。うそを吹く弁内侍の役は、公相が代ってくれて、ほっと胸なで下ろすし、按察のすけは、意外にしなしなと身をくねらせて、舞ったのはうってつけであった。宮内卿はいだし歌をすべき所に、本人の実藤が見えたので、その前では、どうしても声さえ出せなかった、等々個人の動きと、その心

理に立入ってまでの描写が行き届いていて、宮廷人の楽しむ場が生きて描出されている。ここらあたりは、簡潔ながら要を得たなかなかの達文で、幼帝を慰めるためのまねごと遊びであった筈のこの催しに、女房達は興じ切って同化しており、この場に満ち満ちている若々しく底ぬけの明朗さが、読者に充分の楽しみを与える。

七八段では、一月十五日の粥の杖で、若い男の尻を打とうと計画する女房達の姿が描かれている。ねらわれた実雄は、女房達の裏をかいで、あっさり逃げおうしてしまい、待ちぼうけをくって残念がる女房達の許には翌日「おあしつめたの御方」（私を待ち伏せして、すっかり足がお冷えになられた方々へ）と揶揄して歌一首が贈られて来る。

御はぎのふとき細きもちそひて、月に忘れぬ夜半の月影

（月光の中に太い足細い足と入り交り、騒がれた昨夜の興は忘れられませぬ。）

となかなか辛辣で、全体に溢れるユーモアに、若い人達の屈托ない面目がうかがわれる。作者は若いだけに、こうした動きのあるスポーツ的遊戯に特に興味を持ったらしく、一三〇段でも粥杖を持出している。ここでは、主上も院も謀に加わって、為氏の尻を打とうと計画する。為氏は用意深くて、十五日はとうとう打てずに却って少将内侍が打たれてしまう。十七日になって、鳥羽殿御幸扈從の為氏を、少将内侍が遂にぶち返すというのであるが、この遊戯を満ち足りて興じている面々の動きが、無駄なく巧みに描かれて読む者をひきつける。作者が特に興味を持って描写している所は、今日の我々がよんでも面白いので、八五段の鳥合せの段も又こうしたものの一つである。殿上人女房達は、各闘鶏用の名鳥を飼っていて、試合に臨んだ事、そんな鳥には香がたきこめてあった事、ひよこの時から育てられた天皇の持鳥は、天皇が育てられたというばかりのもので、鳥自身はあやしげなものであったので、わざと弱い鳥と取り合わせて、勝たせた事、公忠の鳥は

試合中、「そらおどり」すると行って、皆でさんざん笑った事などが簡明に、筆は冴えを見せて、婉曲な言いまわしは用いず、そのものずばりと描写するので、読んでいてまことに快適である。「かしらげづらず」という木を指して、「かしらげづらずとこそあかくさげなれ」(六八段)と評す人を取り上げることに庶民性がうかがえて好感が持てるし、花の下に蹴鞠をする若人の「まりはいしいものかな。あれほどに左衛門督をはしらするよ」と秀句する言葉から、太りじしの鈍い動作の男が、鞠を追ってヨタヨタ走る滑稽な姿までが、髣髴とさせられてほえましい。単調な宮廷生活は、こうした遊びに色どられ、ことに奇智から来るおかしみが、趣味生活を一段と深めたのであろうが、弁内侍は、そうした生活の如実の姿の一端を我々に見せてくれるのである。

5

色々な意味に於て、この日記が、平安朝の女性日記に劣るものである事は、いたし方のない事であったが、それらと異なる観照を持っている点を指摘して、これが特長をあげてみたい。

平安朝宮廷の女房達は、月雪花を、常に美としてのみ眺め、賞で来たので、彼女達の自然観は、唯美耽美的であった。この日記でも作者は異様なほど月に関心をもって、月明を所々に興じているが、雪については、そのはじめは、

雪いとおもしろく道たえてつもりにけり……月はなほ雪げにくもりたるしもなかなかみどころあり(十四段)

有明の月くまなかりしに、雪の光さえとほりておもしろく見え侍りしかば(十四段)

と、雪をおもしろくと唯美的に眺めているが、十八段に入ると、

月のさえたる雪のうへは限りもなくおもしろくて……ことに風吹きさえておそろしき程なりしに、奉行の弁ちかより「内野の風に吹きすゑらるることちたへがたくて、つやつやものもいはれず、今朝より行事所の風に吹かれて何事もおぼえず。かかるたへがたき事なし」とふるひふるひ言はるるも、まことことわりとをかくおぼえしに……

と、見た目の自然の美しさだけを捕えて、おもしろしと言うだけではなく、雪に加えて吹く風をも捕えて、それらが肉体に与える不快感を、そのままに取り上げてている。ここでは、自然を美しくのみながめる唯美的な立場に止まらず、美的であっても、それが他面人間に与える苦悩という現実面をも取り上げて、体温ある人間の叫びを見せ、人間真実の姿に迫ろうとする自然主義的なゆき方が目にとまる。自然を唯美的に賞美する所には、生きた人間の苦痛の叫びは全然認められないので、平安文学の世界では、雪のもつ冷たさや、雪の降る頃の寒さを嘆き厭う声は聞かれず、雪は唯美しいものとして賞美する対象として存在したかの様である。勿論この日記にも、はじめに例示した通り、雪をおもしろしと評しているし、

霜の白くさえたりし寒くつめたさ、かぎりなかりしもおもしろくて(七四段)

と、霜を寒く冷たいと指摘しても、それを「おもしろい」として、寒く冷たい事を啣ってはいないのであるが、しかし既載の十八段では、趣を異にして、ものも言われぬ寒さを嘆きかこつ姿を取り出し、それを尤な事と納得して、その姿を「をかし」と興じているので、寒さを「をかし」とみるのではなく、寒さを辛い事とかこつ姿を「をかし」とみるのである。雪、風を唯美的に見るのでなく、そのもたらす寒さを忌み厭う人間性を示し認めて、その姿を「をかし」と評しているのである。ことに二七段に於ては、(臨時祭十二月十二日)「日ごろ降

る雪さえとほりたるに、石灰の間に、かへりたちつくくと、待ちたりしひえざまいとたえがたし」と作者自身が、雪のふる日の寒さを自らで啣っているのであり、つづいて、小納言内侍と少将内侍とがその寒さの堪えがたさに、「はいせんのわらざ（陪膳の菓塵）」の取りあいつこをする姿を描出して、その姿を、尤な人間の姿であると認め、それを「をかし」と眺めているのである。ここでは寒さを厭う姿を当然の事としてみとめ、その上で、その姿を客観的に「をかし」と眺めているのである。寒さを忌み嫌う人間の通有性を完全にみとめず、ひたすらに雪霜の美しさのみを、観取する平安朝の唯美論に比べれば、寒さの与える人間の苦痛感覚を認めて、それを「をかし」と取上げるこれは、人間性を汲みあげた妥当的美論として、平安朝の唯美論より一步前進したものと見られはしないであろうか。然し唯美論的立場の側からすれば、これは、唯美論の墮落であり、崩壊となるのかもしれない。

こうして所々に平安朝文芸より新しい展開の方向をみせて、たのもしい点もあるのであるが、ことに残念な事は、切角のよい題材を持ちながら、完全な展開をなし得ないで終っている事が多い事である。一二〇段に見る「鬼面の一件の如き、いかにでも展開をなし得る好題材だと思われるのに、淡々に過ぎて、文彩も不足する。叙事に展開の可能性と方向とを見せながら、展開せずすばんでしまったことを惜しまれる。然し五一段顕家出家を題材とした処は、用意深く、順序立てて叙事が進められ、適宜に抒情性もあって、美貌の貴公子に対する女房達の関心、その貴公子の理由知れぬ突然の出家という事からうけた作者の衝動の程が、よく出されているし、七八段の粥の杖の描写も生々としており、八五段の鬪鶏の叙事も巧妙なら、一二一段のものそのままの章段も、叙述の展開も整っており、性格描写にも成功しているし、一三〇段為氏の尻打などは、叙述がとくに巧みで、この章段は、その書

きはじめから叙事的で、歌集的ではない。

尚、欠点をつけ加えるならば、敬語「仰す」という語の混乱した使用ぶりが目障りであり、それが主格の判定に苦しむ章段の多い事。又社会性の欠如が著しく、改元、摂政辞職等に対する無関心ぶりに、その甚だしいものを見受けるが、これはその時代の一般的傾向で、とくにこの日記の作者のみに限るものではなからう。

この日記の特色は平安朝の日記のそれぞれにみる如き作者個性の赤裸々な姿の描写は少い。何等かの序文めいたものを一切持たず、突如として後深草天皇の受禪の事実から書き初めている事が、明らかにしている如く、この日記筆録は、宮廷の公事を記そうと志したものであるが、作者は、そうした公事に関する叙事そのものを主目的としたものではなく、公的生活を通して詠出した歌を示そうとする事であった。叙事は詞書であり、従って、叙事は、歌に対して二次的な存在であったのである。しかし見せようとする歌の多くは、その中に充分自己を発現し得て、内容豊かなものとは言えないのであり、歌を作るに至った過程を記した詞書的存在である叙事の、僅かの部処に、この日記のもつ文学性を見出すのである。作者は、公的生活記事を通して歌をみせようとしたものであって、地の散文の中に自己を表現しようとしたものではなかった。だが、その地の散文（叙事）の中には作者の姿がほの見られるし、又作者を取りまく社会の姿の瞥見も得られる。それは作者の意図した所ではなかったが、我々の興味はそこに注がれる。作者の側からみれば、それは意想外とする所であろう。作者の主目的とする歌よりも、期待せぬ二次的存在と見ていた叙事の中に、この日記のもつ文学的意義を見出されるといふ皮肉な運命を、この日記

は持っているのである。

以上は、現存の弁内侍日記に従って雑感をまとめて見たものである。初めにのべたように、現存弁内侍日記は、原著の約半分の年間の部しか残されていないものと思考されるので、幸いにしてその残部が何処からか発見される機会があつて、その全貌が見られる時があれば、その中には、作者個人の性格が、より明確につかめる事であらうし、恐らくは作者の思考の展開も見られる事であらう。又心うつ挿話の数々もみ得られる事であらう。従つてこれに書き足し、又書き改めねばならぬ所も多々出て来ることであらう。その時の早かろう事を祈念して筆を擱きたい。

注

1 玉井幸助氏は、その著「弁内侍日記新注」に於て項別に章段を分つておられるので、便宜上その章段別に従つてゆく。

2 水蛙眼目（群書類従第拾六輯和歌部所収四一三頁）に

故宗匠云。民部卿入道は、信実朝臣をば無双歌よみに思はれたりき……
信実朝臣女三人あり、みなよき歌よみ也。藻壁門院少将は殊に秀逸なり……

少将内侍は先失せて兩人は残り……

弁内侍は老の後尼になりて……
とある。

3 和歌文学辞典弁内侍の部によれば「……二人の姉藻壁門院少将、少将内侍と共に歌人として云々」とあるので、姉妹の長幼の順は藻壁門院少将、

少将内侍、弁内侍の順としている様であるが、玉井幸助氏は明細に亘る考証の末、藻壁門院少将、弁内侍、少将内侍の順であらうと言つておられる。（玉井幸助氏著弁内侍日記新註三二二頁）同氏によれば姉妹三人

の歌作の中現存するものは、

○藻壁門院少将：勅撰集に見えるものは、新勅撰和歌集以下に六十首、その他に見えるものを合計して百八十一首。

○弁内侍……勅撰集に見えるものは、続後撰和歌集以下四十四首、その他に見えるものと合計して三百八十一首。

○少将内侍……勅撰集に見えるものは、続後撰和歌集以下四十六首、その他に見えるものと合計して約二百五十首。（玉井幸助氏著前書三二二頁—三四〇頁）

4 清涼殿内の一室

5 桐火鉢（定家著という事になつてゐるが偽書。日本歌学大系第四卷所収、二七四頁）に

亡父卿は寒夜のさえはてたるに、ともし火かすかにそむけて、白き淨衣のすゝけたりしをうへばかりうちかけて、紐むすびて、其の上に衾をひきはりつゝ、そのふすまの下に桐火鉢をいだきて、ひぢをかのかぶにかけて、ただ独閑寂莫として、床の上になうそぶきてよみ給けるなり。

無名秘抄（鴨長明、群書類従第拾六輯所収、三九五頁）

いまの御代には俊成卿女も聞えたり。宮内卿。このふたりぞむかしにもはぢぬ上手どもなりける。歌のよみやうこそ殊外にかはりて侍れ。

人の語侍りしは、俊成卿女は、晴の歌よまんとてはまづかねてもろくく集どもをくりかへしよくく見て、思ふばかり見をはりぬれば、みなとりおきて、火かすかにともし、人音なくしてあんじける。

宮内卿は、はじめよりをはりまで、さうし巻物とりひろげて、火ちかくともしつゝ、かつかきつけく夜屋おこたらずあんじける。この人は、あまり歌をふかくあんじて、やまひになりて、一たびはしにはづれしたりき……

6 群書類従第拾六輯、四一九頁

7 例えば二十段の寛元四年十一月廿二日にみる大嘗官庁への行幸に関する

細叙の如き、見方によれば内侍の立場からみた一記録であるが、男性日記とは異り、実に大ざっぱな描写である。二二段寅の日の淵酔の参加人名と、歌舞管絃の事実とその参加人名の羅列はあってもほとんど概略の記名にすぎぬ。二五段豊明節会も要するに「その夜のめでたさいひつくべからず」と概略に終っている。四七段記録所への方連の行幸にも供奉の人名をあげた程度にすぎず、五八段は後嵯峨院の歌会に参加した人名の列記、七〇段は記録所行幸供奉の人名列記、七六段は御仏名参加の人名、八七段蹴鞠参会の人名、一〇三段殿上淵酔の参加人名、一一一段蹴鞠の会参加の人名等が記録的なものの代表であるが、何れもすべてを書き尽しているものではなからうし、中には、現存する他の資料と日時等の異なるものもある。

8 ことに「内野の雪」の部に多く見られる。

9 一、二、四、五、六、十、一三、一六、一七、二九、三二、六二、一一三、一四三、一五〇、一七四の各段。

10 一四、一五、一八、五一、七八、八一、八五、一一七、一二二、一二五、一三〇の各段。

11 一七五段中、はつきりと弁内侍の歌の見えぬのは、四、一四二、一五二一六八の四章段。虫喰いのため作者名の判らぬ章段は省いた。

12 たびごろもたちていくひになりぬらんあらましかばと今日ぞかなしき(五二段)

くれ竹のしもおく夜半のうは風にくもらぬ月のもるを見るかな(七二段) くもぬにて見れば色こそまさりけれ植ゑし垣根の宿の梅が枝(七九段) 花の上にしばしとまりと見ゆれどもこつたふ枝にちる桜かな(八七段) なにごともしのお昔の雲居には花こそよぶ匂ひなりけれ(一一〇段)

13 三五段、三九段

水蛙眼目(群書類従第拾六輯、四一九頁)後嵯峨院御幸の時、弁内侍、少将内侍を御連歌のれうに、御車にめされけり……同院御時吉田泉にて御連歌ありけり、女房弁内侍、少将内侍、めされて簾中に候ひけり……

15 ” 四一四頁

16 大日本地名辞書 近江の部に

仰木 雄琴村の北にして堅田村の西なる山村なり。即比叡横川嶺の北麓となす。

坂本 比叡山の東麓にして湖水に臨む、延暦寺に登る道なれば或は東坂本といふ。

17 現在残されているのは一七五段までであるが、幾段かは虫食により、読み通せぬので、意味の通じる章段は一六一段しかない。

18 袋草子(大日本歌学大系第三巻所収 三九頁)に「従昔執道有興事也。長能於二花山院一詠三月尽一歌云

心うき年にも有るかな二十日あまり九日といふに春の暮れぬる 此歌講時、四条大納言云、春は三十日やは有と云々。長能此後痛此

事、伏し病聞三方死一生之由、彼納言以使訪之。返事云、畏承畢。此病非別事。先日春ハ三十日やは有と仰候し、心うく思給て歎之間、不食ニ成て已今日明日為と云。其後遂以死去。大納言大被歎息云

々。執する人之事、荒涼不可歎歎。」

19 無名秘抄(群書類従第拾六輯所収、四〇七頁)に「左衛門尉藏人頼実は、いみじきすき物なり。和歌に心ざし深くて、五年がうちにいのちたてまつらん。秀歌よませ給へと住吉にいのり申しけり。そののち年へておもき病うける時、命あるまじきにて、祈どもせしに、家に在ける女に、住吉の明神つき給て、かねて祈申し事をばわすれたるか

木葉散宿は聞わく事ぞなき時雨するよも時雨せぬ夜も といへる秀歌よませしは、汝が信をいたして、我に心ざし申し故なり。されば此度は、いかにもいくまじきぞと彼仰けり。」

20 全章段中、弁内侍が楽器を手にした記事は一つも見当たらない。常に聞き役であった。又「てれてれひこ」を妹少将内侍に代り舞えと云われて逃げかくれた事実(一一九段)が記載せられていて、舞う事など思いもよ

21 薬師の御修法……つくく候ひしに、のりのこゑと尊くて(三

一段。

最勝講……聞きも知らぬ論議のこゑも、結願は何となく名残おほくて
(四八段)。

仏名の夜まゐりたりしに……聞きもしらぬ仏の御名どもなのりつづくる
声々まことに滅罪のやくもあるらむとおぼえて(七六段)。

法勝寺の修正の御幸……うしろどのさるがう興ありてぞ見え侍りし。ず
しの姿、すずの声すぐく聞ゆる折からおもしろくて(一二九段)。

撰政かはらせ給ふとてせんぎせらる。をりしも月くもりがちにてなにと
なくものあはれなれば(三四段)。

花山院の宰相中将……母のうせにけるを、ことに嘆かる、よし聞きしも
いとあはれにて(四三段)。

宣仁門院御ぐしおろさせ給ふとききしをりしも雨降りていとあはれなり
しかば(四四段)。

六月一日土御門の中納言……かの夜番なり……次の日きけばはあかつき
靈山にて世そむきぬと聞くも昔物語をきくこちして、あはれさかぎり
なくおぼえて(五一一段)。

今日はひるの番に参らましものを、熊野の道のほどにてやあるらむとあ
はれにて(五二段)。

このあかつき御匣殿うせさせ給ひぬときこへしほどなればよろづものあ
はれなり(五八段)。

あはれなりしことは、にはかに久我の大将はかなくなりぬと聞えし、こ
の十二月の行幸に供奉せられたりしほどの近さもいとほかなし。この春
の臨時の祭のかざしによりしことただ今のこちしていとあはれに思ひ
いで侍りしかば(一〇六段)。

問籍のこゑきこゆ。「ただいままでは、など申さざりけるにか」とた
づぬれば、「今宵はくわんそうとて陣に公事ありて」といふもことわり
なり。なにとなくおもしろくて(四一段)。

院の御所にて御連歌ありしに……「後夜のときこそは生まれ、とくとく
つけよ」と仰せられしこそを、かしかりしか。

24 徒然草一三七段

25 刑部卿藤原孝時女、後嵯峨上皇に仕え、覚助法親王、憚子内親王、一皇
子を生む。

26 大政大臣藤原公経女、後嵯峨院後宮、慈助法親王、悦子内親王の母。

27 一一段に実家卿女と注している。

28 弁内侍日記新註七二頁
29 “ 六七頁
30 “ 八〇頁